

石川県公報

令和7年12月24日(水曜日)

号外

(第 85 号)

目 次

規 則

○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事・組織経営課) 1

教育委員会

○公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則 5

人事委員会

○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則 6

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和7年12月24日

石川県知事 鳥

浩

石川県規則第三十九号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十五年石川県規則第五十九号)の一部を次のとおりに改正する。
別表第一を次のとおりに改める。

別表第1(第3条関係)

給 料 表

職員の区分 号	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 198,800	円 241,200	円 261,200	円 292,500	円 320,000
	2	200,500	242,000	262,100	293,200	321,300
	3	202,300	242,800	263,000	293,900	322,600
	4	204,000	243,500	263,900	294,400	323,800
	5	205,700	244,200	264,900	295,000	324,700
	6	207,400	244,900	265,800	295,600	325,900
	7	209,000	245,700	266,900	296,200	327,100
	8	210,600	246,400	267,800	296,700	328,200
	9	212,200	247,200	268,700	297,300	329,300
	10	213,700	247,900	269,500	297,900	330,300
	11	215,200	248,600	270,200	298,500	331,400
	12	216,600	249,200	270,600	298,900	332,500
	13	218,000	249,900	271,200	299,300	333,500
	14	219,500	250,300	271,600	299,800	334,500

	15	221,000	250,800	272,000	300,200	335,600
	16	222,500	251,200	272,400	300,500	336,700
	17	223,900	251,700	272,800	300,900	337,700
	18	225,300	252,100	273,300	301,300	338,800
	19	226,700	252,600	273,800	301,700	339,900
	20	228,100	253,000	274,400	302,000	340,900
	21	229,500	253,300	275,100	302,300	341,900
	22	230,500	253,600	275,700	302,700	342,900
	23	231,600	253,900	276,300	303,100	343,800
	24	232,700	254,200	277,100	303,400	344,800
	25	233,700	254,700	277,900	303,700	345,800
	26	234,600	255,200	278,600	304,100	346,700
	27	235,500	255,600	279,100	304,400	347,700
	28	236,300	256,100	279,800	304,800	348,700
	29	237,200	256,600	280,600	305,100	349,700
	30	238,000	257,100	281,300	305,600	350,700
	31	238,800	257,500	282,000	306,000	351,700
	32	239,600	257,900	282,600	306,500	352,600
	33	240,400	258,200	283,300	307,000	353,500
	34	240,900	258,700	284,000	307,400	354,400
	35	241,400	259,200	284,700	307,900	355,300
	36	241,900	259,600	285,300	308,400	356,200
	37	242,500	260,000	285,900	308,900	357,100
	38	243,000	260,500	286,600	309,500	358,100
	39	243,500	260,900	287,200	310,100	359,100
	40	244,000	261,300	287,700	310,800	360,000
	41	244,500	261,700	288,100	311,300	360,900
	42	244,800	262,100	288,600	311,800	361,800
	43	245,100	262,600	289,000	312,400	362,700
	44	245,500	262,900	289,400	312,900	363,500
	45	245,900	263,200	289,900	313,400	364,300
	46	246,300	263,600	290,400	313,900	365,100
	47	246,700	264,000	290,900	314,500	365,900
	48	247,100	264,300	291,200	315,100	366,600
	49	247,400	264,700	291,600	315,700	367,300
	50	247,700	265,100	292,000	316,400	368,100
	51	248,000	265,400	292,400	317,100	368,900
	52	248,300	265,700	292,900	317,800	369,500

	53	248,500	266,100	293,200	318,400	370,200
	54	248,800	266,400	293,600	319,100	370,800
	55	249,100	266,800	294,100	319,700	371,500
	56	249,400	267,200	294,600	320,300	372,200
	57	249,600	267,500	295,000	320,900	372,800
	58	249,900	267,800	295,600	321,600	373,300
	59	250,200	268,100	296,100	322,300	373,800
	60	250,400	268,400	296,700	322,900	374,300
	61	250,600	268,700	297,300	323,400	374,700
	62	250,900	269,000	297,900	323,900	375,200
	63	251,200	269,300	298,500	324,500	375,700
	64	251,400	269,600	299,000	325,100	376,200
定年	65	251,600	269,800	299,500	325,700	376,600
前再	66	251,900	270,100	300,000	326,100	377,100
任用	67	252,200	270,400	300,500	326,600	377,600
短時	68	252,400	270,600	301,000	327,100	378,100
間勤						
務職	69	252,600	270,800	301,400	327,400	378,500
員以	70	252,900	271,100	301,800	327,900	379,000
外の	71	253,200	271,400	302,200	328,400	379,500
職員	72	253,400	271,600	302,600	328,800	380,000
	73	253,600	271,800	303,000	329,000	380,400
	74	253,900	272,100	303,300	329,300	380,900
	75	254,200	272,400	303,700	329,500	381,400
	76	254,400	272,600	304,100	329,800	381,900
	77	254,600	272,800	304,500	330,100	382,300
	78	254,900	273,100	304,900	330,400	382,800
	79	255,200	273,400	305,300	330,700	383,300
	80	255,400	273,600	305,700	330,900	383,800
	81	255,600	273,800	306,000	331,100	384,200
	82	255,900	274,100	306,500	331,400	384,700
	83	256,100	274,400	306,900	331,700	385,200
	84	256,400	274,600	307,400	331,900	385,700
	85	256,600	274,800	307,700	332,100	386,100
	86	256,800	275,000	308,200	332,300	
	87	257,100	275,300	308,700	332,600	
	88	257,400	275,600	309,000	332,900	
	89	257,600	275,800	309,400	333,100	

	90	257,900	276,000	309,900	333,400	
	91	258,200	276,300	310,400	333,700	
	92	258,400	276,500	310,900	333,900	
	93	258,600	276,800	311,200	334,100	
	94	258,900	277,100	311,600	334,400	
	95	259,200	277,400	312,000	334,700	
	96	259,400	277,600	312,500	334,900	
	97	259,600	277,800	312,900	335,100	
	98	259,900	278,100	313,300	335,400	
	99	260,200	278,300	313,600	335,700	
	100	260,400	278,600	313,900	335,900	
	101	260,600	278,800	314,200	336,100	
	102	260,900	279,000	314,600		
	103	261,200	279,300	314,900		
	104	261,400	279,600	315,300		
	105	261,600	279,800	315,600		
	106		280,000	316,000		
	107		280,300	316,400		
	108		280,500	316,600		
	109		280,800	316,800		
	110		281,100	317,100		
	111		281,400	317,400		
	112		281,600	317,600		
	113		281,800	317,800		
	114		282,100	318,100		
	115		282,300	318,400		
	116		282,500	318,600		
	117		282,800	318,800		
	118		283,100	319,100		
	119		283,400	319,400		
	120		283,600	319,600		
	121		283,800	319,800		
	122		284,000	320,100		
	123		284,300	320,400		
	124		284,600	320,600		
	125		284,800	320,800		
	126		285,000	321,100		
	127		285,300	321,400		

	128		285,600	321,600		
	129		285,800	321,800		
	130		286,000			
	131		286,300			
	132		286,600			
	133		286,800			
	134		287,000			
	135		287,300			
	136		287,600			
	137		287,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		206,900	218,000	236,700	258,600	291,100

別表第六技能職員の項中「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表労務職員(甲)の項中「1級1号給から1級33号給まで」を「1級5号給から1級37号給まで」に改め、同表労務職員(乙)の項中「1級1号給から1級13号給まで」を「1級5号給から1級17号給まで」に改め、同表備考第二項中「1級1号給から1級33号給まで」を「1級5号給から1級37号給まで」に改め、同項第一号中「1級37号給から1級53号給まで」を「1級41号給から1級57号給まで」に、「1級57号給及び1級61号給」を「1級61号給及び1級65号給」に改め、同項第一号中「1級17号給から1級29号給まで」を「1級21号給から1級33号給まで」に、「1級33号給及び1級37号給」を「1級37号給及び1級41号給」に改め、同表備考第二項中「1級1号給から1級13号給まで」を「1級5号給から1級17号給まで」に改め、同表備考第六項中「1級49号給」を「1級53号給」に改める。

附 則

- (施行期日等)
- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第六の改正規定及び附則第三項の規定は、令和八年四月一日から施行する。
 - 改正後の別表第一の規定は、令和七年四月一日から適用する。
- (改正前の初任給基準表の規定により初任給を決定された職員の号給の調整)
- 改正前の別表第六の規定により初任給を決定された職員の号給については、改正後の別表第六の規定により初任給を決定された職員との権衡上必要と認められる限度において、知事が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (給与の内払)
- 改正前の石川県技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の石川県技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。
- (その他)
- 附則第二項及び前項に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

数 晴 累 记

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十四日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第八号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和二十二年石川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条中「給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十二年石川県条例第二十号。以下「給与条例」という。)」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一号イ中「終日に及ぶ程度(日中八時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度」を「四時間程度」に改め、同条第二号中「及ぶ程度」の下に「(日中八時間程度とする。)」を加え、同条を第四条とし、第五条の二を第五条とし、第五条の三を第五条の一とする。

別記様式(その2)注中「第5条(多学年学級担当手当)及び」を削る。

(石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

第二条 石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則(令和四年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県立学校の教育職員に係る業務量管理・健康確保措置に関する規則

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置」を「に係る業務量管理・健康確保措置(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条第一項の業務量管理・健康確保措置をいう。以下同じ。)」に、「定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第二条の見出しを「(教育職員に係る業務量管理・健康確保措置)」に改め、同条第一項中「令和二年文部科学省告示第一号」を「令和七年文部科学省告示第百十四号」に改める。

第三条中「の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置」を「に係る業務量管理・健康確保措置」に改める。

(石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正)

第三条 石川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(令和七年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条第一項の業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

人事規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十四日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第十五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和二十二年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四級」の下に「又は五級」を加える。

第七十一条第一号中「百分の三百十五」を「百分の三百一十一・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に改め、同条第二号中「百分の五百十」を「百分の五百七十五」に、「百分の百八十」を「百分の百八十七・五」に改め、同条第三号中「百分の一百六十一・五」を「百分の一百七十」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

第七十一条第一号中「百分の三百一十一・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百八十二・五」を「百分の三百七十八・七五」に改め、同条第二号中「百分の五百七十五」を「百分的五百十三・七五」に、「百分的百八十七・五」を「百分的百八十三・七五」に改め、同条第三号中「百分的三百七十」を「百分的

11月24日・11月」に改める。

別表第七の表中「1級25号給」や「1級29号給」は「1級15号給」や「1級19号給」は「1級5号給」や「1級9号給」は「1級1号給」や「1級5号給」に改める。別表第七の表中「大学卒程度」や「大学卒」は「1級21号給」や「1級25号給」は「1級3号給」や「1級7号給」は「1級1号給」、別表第七の表中「2級31号給」や「2級35号給」は「2級13号給」や「2級17号給」は「2級1号給」や「2級5号給」は「1級11号給」や「1級15号給」は「1級21号給」や「1級25号給」は「1級1号給」や「1級5号給」は「1級1号給」に改める。別表第七の表中「2級43号給」や「2級47号給」は「2級25号給」や「2級29号給」は「2級13号給」や「2級17号給」は「2級3号給」や「2級7号給」は「1級21号給」や「1級25号給」は「1級11号給」や「1級15号給」は「1級1号給」や「1級5号給」に改める。別表第七の表中「2級1号給」や「2級5号給」は「1級15号給」や「1級19号給」は「1級5号給」や「1級9号給」は「1級1号給」や「1級5号給」に改める。別表第七の表中「1級25号給」や「1級29号給」は「1級1号給」を「1級5号給」に改め、別表第七の表中の備考以外の部分を次の通りに改める。

ト 医療職給料表(二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大學6卒	2級19号給
	大學卒	2級5号給
獣医師	修士課程修了 専門職学位課程修了	2級19号給
	大學6卒	
栄養士	大學卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
診療放射線技師	大學卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
臨床検査技師	大學卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
衛生検査技師	大學卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
臨床工学生技士	大學卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
理学療法士	大學卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
視能訓練士	大學卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
言語聴覚士	大學卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
歯科衛生士	大學卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
	高校専攻科卒	1級11号給
歯科技工士	大學卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給
はり	高	校
きゆう	校	卒
その	高	校
他	高	校
	卒	卒

別表第七チの表中「2級11号給」を「2級15号給」に、「2級5号給」を「2級9号給」に、「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表備考第二項中「2級15号給」を「2級19号給」に、「2級9号給」を「2級13号給」に改める。

別表第九教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関等並びに知事の事務部局の項中「六」を「十」に改める。

別記第六号の五様式中「回」を削る。

(教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第二条 教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年石川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「義務教育等教員特別手当」を「教育職員(条例第十一一条第一項第一号に掲げる校務を分掌する職員(次項において「学級担任」という。)を除く。)の義務教育等教員特別手当」に改め、同条に次の二項を加える。

2 学級担任の義務教育等教員特別手当の額は、前項に定める額に三千円(一の学級に二以上の学級担任を置く場合における当該学級の学級担任にあつては、三千円を当該学級に置く学級担任の数で除して得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))を加えた額とする。ただし、これにより難い場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

第四条の二中「前条」を「前条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

職員の区分	号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	1		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	2		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500

	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29	1,900	2,100	3,800	4,100	
	30	1,900	2,100	3,800	4,100	
	31	1,900	2,100	3,800	4,100	
	32	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33	1,900	2,200	3,900	4,200	
	34	1,900	2,200	3,900	4,200	
	35	1,900	2,200	3,900	4,200	
	36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37	2,000	2,300	4,000	4,400	
	38	2,000	2,300	4,000	4,400	
	39	2,000	2,300	4,000	4,400	
	40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41	2,200	2,400	4,000	4,400	
	42	2,200	2,400	4,000	4,400	
	43	2,200	2,400	4,000	4,400	
	44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45	2,200	2,600	4,100	4,600	
	46	2,200	2,600	4,100	4,600	
	47	2,200	2,600	4,100	4,600	
	48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49	2,300	2,600	4,200	4,700	
	50	2,300	2,600	4,200	4,700	
	51	2,300	2,600	4,200	4,700	
	52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53	2,400	2,800	4,400	4,700	
	54	2,400	2,800	4,400	4,700	
	55	2,400	2,800	4,400	4,700	
	56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57	2,400	3,000	4,400	4,800	
	58	2,400	3,000	4,400	4,800	

	59	2,400	3,000	4,400	4,800	
	60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61	2,500	3,200	4,500	4,900	
	62	2,500	3,200	4,500	4,900	
	63	2,500	3,200	4,500	4,900	
	64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65	2,600	3,300	4,700	5,000	
	66	2,600	3,300	4,700	5,000	
	67	2,600	3,300	4,700	5,000	
	68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69	2,600	3,400	4,700	5,100	
	70	2,600	3,400	4,700	5,100	
	71	2,600	3,400	4,700	5,100	
	72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73	2,700	3,500	4,700	5,100	
	74	2,700	3,500	4,700	5,100	
	75	2,700	3,500	4,700	5,100	
	76	2,700	3,500	4,700	5,100	
定年前再	77	2,800	3,700	4,700	5,200	
任用短時	78	2,800	3,700	4,700	5,200	
間勤務職	79	2,800	3,700	4,700	5,200	
員以外の	80	2,800	3,700	4,700	5,200	
職員	81	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82	2,800	3,800	4,800		
	83	2,800	3,800	4,800		
	84	2,800	3,800	4,800		
	85	2,800	3,800	5,000		
	86	2,800	3,800	5,000		
	87	2,800	3,800	5,000		
	88	2,800	3,800	5,000		
	89	2,900	3,900	5,000		
	90	2,900	3,900	5,000		
	91	2,900	3,900	5,000		
	92	2,900	3,900	5,000		
	93	3,000	4,000	5,000		
	94	3,000	4,000	5,000		
	95	3,000	4,000	5,000		
	96	3,000	4,000	5,000		

97	3,100	4,100	5,100	
98	3,100	4,100	5,100	
99	3,100	4,100	5,100	
100	3,100	4,100	5,100	
101	3,100	4,200	5,100	
102	3,100	4,200	5,100	
103	3,100	4,200	5,100	
104	3,100	4,200	5,100	
105	3,200	4,300	5,100	
106	3,200	4,300		
107	3,200	4,300		
108	3,200	4,300		
109	3,200	4,400		
110	3,200	4,400		
111	3,200	4,400		
112	3,200	4,400		
113	3,200	4,400		
114	3,200	4,400		
115	3,200	4,400		
116	3,200	4,400		
117	3,300	4,500		
118	3,300	4,500		
119	3,300	4,500		
120	3,300	4,500		
121	3,300	4,600		
122	3,300	4,600		
123	3,300	4,600		
124	3,300	4,600		
125	3,300	4,700		
126		4,700		
127		4,700		
128		4,700		
129		4,700		
130		4,700		
131		4,700		
132		4,700		
133		4,700		

	134		4,700			
	135		4,700			
	136		4,700			
	137		4,700			
	138		4,700			
	139		4,700			
	140		4,700			
	141		4,700			
	142		4,700			
	143		4,700			
	144		4,700			
	145		4,800			
	146		4,800			
	147		4,800			
	148		4,800			
	149		4,900			
	150		4,900			
	151		4,900			
	152		4,900			
	153		4,900			
	154		4,900			
	155		4,900			
	156		4,900			
	157		4,900			
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第 2 (第 4 条関係)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
	1	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200

9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300	
10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300	
11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300	
12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300	
13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400	
14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400	
15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400	
16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400	
17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500	
18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500	
19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500	
20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500	
21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600	
22	1,700	2,200	3,500	4,400		
23	1,700	2,200	3,500	4,400		
24	1,700	2,200	3,500	4,400		
25	1,800	2,300	3,700	4,600		
26	1,800	2,300	3,700	4,600		
27	1,800	2,300	3,700	4,600		
28	1,800	2,300	3,700	4,600		
29	1,900	2,400	3,800	4,700		
30	1,900	2,400	3,800	4,700		
31	1,900	2,400	3,800	4,700		
32	1,900	2,400	3,800	4,700		
33	1,900	2,600	3,900	4,700		
34	1,900	2,600	3,900	4,700		
35	1,900	2,600	3,900	4,700		
36	1,900	2,600	3,900	4,700		
37	2,000	2,600	4,000	4,800		
38	2,000	2,600	4,000	4,800		
39	2,000	2,600	4,000	4,800		
40	2,000	2,600	4,000	4,800		
41	2,200	2,800	4,000	4,900		
42	2,200	2,800	4,000	4,900		
43	2,200	2,800	4,000	4,900		
44	2,200	2,800	4,000	4,900		
45	2,200	3,000	4,100	5,000		

	46	2,200	3,000	4,100	5,000	
	47	2,200	3,000	4,100	5,000	
	48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49	2,300	3,200	4,200	5,100	
	50	2,300	3,200	4,200	5,100	
	51	2,300	3,200	4,200	5,100	
	52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53	2,400	3,300	4,400	5,100	
	54	2,400	3,300	4,400	5,100	
	55	2,400	3,300	4,400	5,100	
	56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57	2,400	3,400	4,400	5,200	
	58	2,400	3,400	4,400	5,200	
	59	2,400	3,400	4,400	5,200	
	60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62	2,500	3,500	4,500		
	63	2,500	3,500	4,500		
	64	2,500	3,500	4,500		
	65	2,600	3,700	4,700		
	66	2,600	3,700	4,700		
	67	2,600	3,700	4,700		
	68	2,600	3,700	4,700		
	69	2,600	3,800	4,700		
	70	2,600	3,800	4,700		
	71	2,600	3,800	4,700		
	72	2,600	3,800	4,700		
	73	2,700	3,800	4,700		
	74	2,700	3,800	4,700		
	75	2,700	3,800	4,700		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	76	2,700	3,800	4,700		
	77	2,800	3,900	4,700		
	78	2,800	3,900	4,700		
	79	2,800	3,900	4,700		
	80	2,800	3,900	4,700		
	81	2,800	4,000	4,800		
	82	2,800	4,000	4,800		
	83	2,800	4,000	4,800		

	84	2,800	4,000	4,800		
	85	2,800	4,100	5,000		
	86	2,800	4,100	5,000		
	87	2,800	4,100	5,000		
	88	2,800	4,100	5,000		
	89	2,900	4,200	5,000		
	90	2,900	4,200	5,000		
	91	2,900	4,200	5,000		
	92	2,900	4,200	5,000		
	93	3,000	4,300	5,000		
	94	3,000	4,300	5,000		
	95	3,000	4,300	5,000		
	96	3,000	4,300	5,000		
	97	3,100	4,400	5,100		
	98	3,100	4,400	5,100		
	99	3,100	4,400	5,100		
	100	3,100	4,400	5,100		
	101	3,100	4,400	5,100		
	102	3,100	4,400	5,100		
	103	3,100	4,400	5,100		
	104	3,100	4,400	5,100		
	105	3,200	4,500	5,100		
	106	3,200	4,500			
	107	3,200	4,500			
	108	3,200	4,500			
	109	3,200	4,600			
	110	3,200	4,600			
	111	3,200	4,600			
	112	3,200	4,600			
	113	3,200	4,700			
	114	3,200	4,700			
	115	3,200	4,700			
	116	3,200	4,700			
	117	3,300	4,700			
	118	3,300	4,700			
	119	3,300	4,700			
	120	3,300	4,700			

	121	3,300	4,700			
	122	3,300	4,700			
	123	3,300	4,700			
	124	3,300	4,700			
	125	3,300	4,700			
	126	3,300	4,700			
	127	3,300	4,700			
	128	3,300	4,700			
	129	3,400	4,700			
	130	3,400	4,700			
	131	3,400	4,700			
	132	3,400	4,700			
	133	3,400	4,800			
	134	3,400	4,800			
	135	3,400	4,800			
	136	3,400	4,800			
	137	3,400	4,900			
	138	3,400	4,900			
	139	3,400	4,900			
	140	3,400	4,900			
	141	3,500	4,900			
	142	3,500	4,900			
	143	3,500	4,900			
	144	3,500	4,900			
	145	3,500	4,900			
	146	3,500				
	147	3,500				
	148	3,500				
	149	3,500				
	150	3,500				
	151	3,500				
	152	3,500				
	153	3,500				
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則(令和七年石川県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項の表中「十四パーセント級地」を「十二パーセント級地」に、「二十一パーセント級地」を「四パーセント級地」に、「二二パーセント級地」を「一八パーセント級地」に改め、同条第二項第三号から第五号までを次のように改める。

三 十二パーセント級地 百分の十三

四 四パーセント級地 百分の四

五 一パーセント級地 百分の一

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「給与規則」という。）第二条第二項の改正規定及び第三条の規定 令和八年一月一日
 - 二 第二条及び第四条の規定 令和八年四月一日
- 2 第一条の規定による改正後の給与規則第七十一条の規定は、令和七年十一月一日から適用する。
(改正前の初任給基準表の規定により初任給を決定された職員の号給の調整)
- 3 第二条の規定による改正前の給与規則別表第七の規定により初任給を決定された職員の号給については、第一条の規定による改正後の給与規則別表第七の規定により初任給を決定された職員との権衡上必要と認められる限度において、あらかじめ人事委員会の承認を得て、必要な調整を行つことができる。
- 4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第四十号。以下「令和七年改正条例」という。）附則第七項の人事委員会規則で定める第一号会計年度任用職員は、令和七年十一月一日現在において石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和二年石川県人事委員会規則第二号。以下「会計年度任用職員報酬等規則」という。）第九条第一項第一号又は第二号に該当する者及び同日又は同月十日在職していない者とする。
- 5 令和七年改正条例附則第七項の人事委員会規則で定める第一号会計年度任用職員は、令和七年十一月一日現在において会計年度任用職員報酬等規則第十四条第一項第一号に該当する者及び同月十日在職していない者（同日前一箇月以内に退職し、又は死亡した者を除く。）とする。

